

介護保険運営協議会資料概要説明【資料1～7】

【資料1】

資料1については、令和2年12月26日（土）～令和3年1月31日（日）まで町ホームページ及び町内6ヶ所の施設（※）において、「二宮町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（素案）」の町民意見募集を行った結果、1名の方から意見が提出され、その意見に対して町の考え方を示したものとなっております。これにつきましては、町のホームページにて公開をいたします。

※閲覧をした場所

役場町政資料閲覧コーナー（役場2階）、ラディアン、図書館、町民サービスプラザ、町民センター、役場高齢介護課窓口（役場1階）

【資料2-1、2-2】

11月に開催した第3回目の介護保険運営協議会でお示した計画（素案）について、神奈川県高齢福祉課と事前協議をした結果、県からの指摘事項があり、第4章中に具体的な目標値を追加（5項目）・修正（1項目）いたしました。詳細については、資料2-1に記載してありますので、ご覧ください。

また、第5章については、国から示された介護報酬改定の内容を反映したことによる各種サービス見込額の変更や県のヒアリング等により指摘のあった事項として、令和22年度のサービス見込量の一部修正、地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）に必要利用定員総数（総量規制値）を追加いたしました。

資料2-2は「二宮町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案）」の抜粋版となっており、上記の修正した内容を反映させ、前回から変更したページのみを抜粋したものとなっております。

【資料3-1、3-2】

第3回運営協議会にて説明をさせていただいた保険料の関係と介護保険法施行令の一部改正がありましたため、二宮町介護保険条例を改正いたします。資料3-1の下線が今回の改正箇所となります。保険料及び所得段階については、前回ご説明しましたので省略いたします。介護保険法施行令の改正につきましては、租税特別措置法等改正に伴うもので、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円控除できることになるため、第4条第6号～第12号(ア)に規定を追加しています。また、平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直し

があり、給与所得控除及び公的年金等控除額がそれぞれ 10 万円引き下げられた結果、合計所得金額が 10 万円増加することになりました。その結果、所得段階が変わってしまうことが想定されるため、それを防ぐために附則にて、10 万円控除すると規定し、被保険者に不利益が生じないようにするものです。

【資料 4～7】

資料 4～7 につきましては、事業等の中間報告となっておりますので、各資料の中で説明を記載しておりますのでご確認ください。実績等の詳細な説明については、来年度の介護保険運営協議会で、令和 2 年度実績報告をさせていただきますので、そちらで改めて説明いたします。

【その他】

各サービスの運営基準等が一部改正されたため、町指定となる下記条例が改正されます。詳細及び資料につきましては、次回の二宮町介護保険運営協議会にて説明いたします。

- ・二宮町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・二宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・二宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例